

鳥取日野森林組合林業後継者育成奨学資金給付制度の概要

1. 制度の概要

組合では、将来、森林整備の担い手として、組合への就業を希望する研修生向けに給付金制度を設けています。鳥取日野森林組合林業後継者育成奨学資金給付制度では、卒業後5年間、組合に勤務することを条件に奨学資金給付金を交付します。

なお、にちなん中国山地林業アカデミー（以下「林業アカデミー」という。）を卒業後、所定の条件を満たしていない場合は、給付金の一部又は全額返還となります。

2. 対象者

林業アカデミーを卒業後、鳥取日野森林組合への就業を希望している者。

3. 給付額

区 分	給 付 額	支 給 期 間
鳥取日野森林組合に就業を希望する者	月額 30,000円	林業アカデミーの研修期間

4. 給付金の返還

下表に該当する場合には、給付額の一部または全額を返還していただきます。
(基本的に、林業アカデミー卒業後5年間、組合に就業した場合は返還不要。)

返還割合	返 還 条 件
10/10	・組合に就業しなかった場合 ・組合への従事期間が3年未満の場合
1/2	・組合への従事期間が3年以上5年未満の場合